

## 平成29年度ふるさと納税PRイベント業務委託に関する仕様書

### 1 目的

根室市におけるふるさと納税の更なる推進を図り、地域の活性化及び課題解決に寄与するため、これまで以上に根室市を全国にPRすべく、年間を通したブランド形成戦略を構築し、イメージ戦略による認知度向上や都市部におけるイベントの企画・運営等のふるさと納税PRイベント業務を事業者へ委託するもの。

### 2 事業名

平成29年度ふるさと納税PRイベント業務委託

### 3 委託者

根室市

### 4 受託者

所定の手続きによる企画提案をし、その内容審査の結果、最良の提案をした者を選定し、受託契約の相手方の候補者とする。

### 5 事業期間

契約の日から平成30年3月31日までとする。

### 6 具体的な内容

本事業は、全国での根室市の認知度向上を図るため、当市におけるふるさと納税に関するブランド形成戦略の構築及び都市部での単独イベント開催のための企画・運営等、以下の内容についての業務を委託するもの。

また、契約にあたっては、企画提案内容をもって委託者と協議の上、本書に基づき事業を遂行するものとする。

#### (1) 委託料上限額

21,600千円(消費税及び地方消費税含む。)

#### (2) 事業項目等

##### ①首都圏における「ふるさと納税」関連イベントの企画及び運営

- ・ イベント会場は東京都新宿区JR新宿駅周辺とする。
- ・ 開催時期は平成30年2月中とし、開催日数は1日とする。
- ・ 来場者数は2,000人以上とする。
- ・ イベントは根室市への寄附者を対象としたクローズ開催とし、リピーター及びコアなファンを獲得するため、プレミア度及び話題性の高い対面企画の提案及び実施運営をすること。
- ・ 事前周知のための告知媒体及び来場申込み申請フォーマットの構築及び受付業務を行う。

- ・イベント会場は、来場者の交通アクセス等を考慮し、適切な開催場所を確保すること。
- ・イベント会場内装飾は下記③及び④で製作したデザイン等を用いることとし、根室市に訪れていると感じられるような装飾とする。また、可能な限り家族連れや若年層が来場しやすい雰囲気、企画内容とすること。

#### ②ふるさと納税関連イベント出展時ブース装飾デザイン及び製作

- ・装飾においては、下記③及び④で製作したデザイン等を用いることとし、また、根室ブランドの統一感・一体感のある効果的なデザインとすること。
- ・ブースサイズは3.0m×3.0m×高さ2.4mとし、製作数は2小間分とすること。

#### ③根室市ふるさと納税ロゴマークの作成

- ・根室市が目指す将来都市像『海と大地に根ざす「生産・交流都市」ねむろ』をイメージしたものとする。
- ・大きさや色についての指定はしないが、市が発行する書類や上記①及び②の会場内装飾への印字、Web上での掲載等で使用することを前提としていることを踏まえデザインすること。

#### ④キャッチフレーズの提案

- ・根室市が目指す将来都市像『海と大地に根ざす「生産・交流都市」ねむろ』及び『ふるさと納税』が連想され、その魅力を伝えるため、及び、認知度の向上に有用と思われる概ね30字程度の標語やキャッチフレーズであること。

### (3) 事業実績の取りまとめ等

上記(2)①に関する事業実績については、必要に応じアンケート調査等を行い、来場者数、年齢層、寄附リピート数等項目別に実績を書面に取りまとめること。

## 7 実施基準

実施運営にあたっては、必要に応じて根室市総合政策部と協議の場を設定し、随時検討することができること。

## 8 実施要件等

### (1) 受託者の義務

受託者は、事業を遂行するにあたって、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、適正な人員を配置し、正確丁寧にこれを行うものとする。

### (2) 再委託の制限

受託者は、本事業を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。

### (3) 事業指示

実施にあたっては、関連法令等、委託契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、委託者と常に密な連絡を取り、その指示に従うものとする。

### (4) 疑義

本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度、委託者と協議し、その指示に従うものとする。

(5) 秘密保持

受託者及び受託者が事業実施のために雇用した者は、正当な理由がなく業務上知り得た情報を第三者に漏洩、公言してはならない。

(6) 知的財産権の取扱い

この事業により生じた特許権等の知的財産権は、委託者に帰属する。

(7) 成果品の帰属

成果品の所有権は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の承認を得ずして公表、貸与、使用してはならない。

9 成果品及び実績報告書

(1) 本仕様書第6(2)①の事業項目に基づいた成果品 実績報告書1部

(2) 本仕様書第6(2)②の事業項目に基づいた成果品 製作前デザインの状態にて納品し、委託者の承認を得てから現物を納品すること。この場合において、デザインでの納品の際のファイル形式は問わないものとする。

(3) 本仕様書第6(2)③及び④の事業項目に基づいた成果品 「JPEG」形式及び「Portable Document Format」形式にて作成し、CD-R又はDVD-Rにて納品すること。

10 委託料の支払い条件等

(1) 本事業の遂行上、必要がある場合は、受託者は事前に次により委託料の一部を支払うように求めることができる。

(2) 契約後、委託料の10分の3以内を前払い請求することができる。ただし、前払いの回数は1回とする。

(3) 本事業終了後、確定した委託額を上回る額が既に支払われている場合は、超過分を委託者に返還するものとする。